

品川区文化財保護奨励金交付要綱

制定	昭和61年	2月20日	教育長決定	
改正	平成元年	6月30日	教育長決定	
改正	平成5年	3月30日	教育長決定	
改正	平成24年	1月30日	教育長決定	要綱第2号
改正	令和4年	6月30日	教育長決定	要綱第11号

(目的)

第1条 品川区文化財保護条例(昭和52年3月品川区条例第18号)第3条の趣旨に基づき、文化財保護の奨励のため、区指定文化財の所有者、保持者または保持団体、その他教育委員会がその保持に当たることを適当と認める者に対し、奨励金を交付する場合の必要な事項を定めることを目的とする。

(交付基準)

第2条 奨励金の交付基準は次のとおりとする。

- 1 対象は、品川区指定文化財とする。
- 2 奨励金は指定別に一件として交付する。
- 3 文化財として指定した日が、当該年度分の4分の3(当該年度12月末日)を経過している場合は、当該年度分は交付しない。
- 4 奨励金の額は、別表のとおりとする。
- 5 区指定天然記念物のうち、品川区みどりの条例第7条に規定する保存樹木の指定を受けた樹木は対象としない。

(申請等)

第3条 奨励金の交付を受けようとする者は、奨励金交付申請書(第1号様式)を区長に提出しなければならない。

区長は、交付申請に基づき、これを審査し、交付を決定したときは、奨励金交付決定通知書(第2号様式)を申請者に通知する。

付 則

この要綱は、昭和61年2月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成元年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

(別 表)

品川区文化財保護奨励金の交付対象および交付額

交付対象の分類	交付対象者	交付額 (円)
区指定有形文化財 建造物	所有者等	50,000

区指定有形文化財 絵画・彫刻・工芸品・書跡・典籍 古文書・考古資料・歴史資料	所有者等		15,000
区指定無形文化財	保持者または 保持団体の代表者	個人 団体	40,000 50,000
区指定有形民俗文化財	所有者等		15,000
区指定無形民俗文化財	保持者または 保持団体の代表者	個人 団体	40,000 50,000
区指定史跡	所有者等		15,000
区指定名勝	所有者等		15,000
区指定天然記念物	所有者等		50,000